

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- |   |         |
|---|---------|
| ○ 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】 | 2 1 8 3 |
| ○ 平成 2 5 年度地籍調査事業計画の一部変更【建設局総務部事業調整課】                                 | 2 1 8 4 |

北九州市告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第1項及び第115条の20第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月13日

北九州市長 北橋 健治

1 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名	廃止年月日
40706 00574	たつのおとしごデイサービスセンター 北九州市八幡東区大蔵三丁目2番1号	社会福祉法人年長者の里 北九州市八幡東区大蔵三丁目2番1号	芳賀晟壽	平成25年 7月31日

2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名	廃止年月日
40907 00180	みのりの里紅梅 北九州市八幡西区紅梅一丁目7番21号	有限会社アクト 北九州市八幡西区大字笹田916番地の1	香月眞智子	平成25年 7月31日

北九州市告示第325号

福岡県において、平成25年度地籍調査事業計画の一部が変更されたので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月13日

北九州市長 北 橋 健 治

1 変更後の平成25年度地籍調査事業計画が公示された年月日

平成25年8月6日（平成25年福岡県告示第1253号）

2 調査を行う者の名称

北九州市

3 調査地域

若松区	響南町、原町、東小石町、栄盛川町及び深町一丁目の各一部並びに波打町
小倉南区	沼南町三丁目、新曾根、葛原東三丁目、沼南町一丁目、沼本町一丁目、沼緑町一丁目、大字葛原、大字沼及び大字曾根の各一部並びに沼南町二丁目

4 調査期間

平成25年5月7日から平成26年3月31日まで